

改正

平成28年3月31日規則第17号

令和5年9月5日規則第15号

令和6年9月12日規則第41号

留萌市市民活動の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、留萌市市民活動の推進に関する条例（平成15年留萌市条例第2号。以下「条例」という。）第17条に基づき、必要な事項を定めるものとします。

(市民活動団体の登録)

第2条 条例第9条第1項の登録をしようとする市民活動団体は、市民活動団体登録申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければなりません。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その活動内容等を審査し、相当と認めるときは、市民活動団体として登録するものとします。

(市民活動の登録の変更)

第3条 市民活動団体は、条例第9条第2項の規定により登録事項に変更があったときは、市民活動団体登録変更届（別記様式第2号）を市長に提出しなければなりません。

(資金等の助成)

第4条 条例第9条に基づき登録された団体が、不特定多数の利益の増進につながる市民活動を行うための事業のうち、市長が助成の対象として認める経費について、予算の範囲内で助成します。

2 第5条に規定する対象事業のうち、市民活動奨励事業についての助成は同一年度内に1回限りとします。

(助成対象事業)

第5条 助成の対象となる事業は、次のとおりとします。

(1) NPO法人格取得に係る経費

(2) 市民活動奨励事業

ア 人材育成事業（研究会、サミット、講習会、シンポジウム、リーダー養成講座、まちづくり・ふるさと塾等の参加・開催に係る経費）

イ 調査研究事業（先進地視察、調査研究会議の室代、資料収集や報告書作成等に係る経費）

ウ イベント開催事業（会場費、PR費用、器具借上料等に係る経費）

(3) 団体の新規の立ち上げに係る経費

(4) 既存の事業を拡大及び新事業の立ち上げに係る経費

(5) その他市長が特に認めるもの

(助成対象外事業)

第6条 次の事業については、助成の対象から外すものとします。

(1) 団体構成員のみを対象とする事業で効果が個人又は団体のみに帰属する事業

(2) 事業主体の経費負担がない事業

(3) 事業主体の維持管理を目的とする事業

(4) 他の団体に補助する事業

(5) 恒例で行われている事業

(6) 団体の全道、全国大会等の参加及び開催を目的として取り組まれる事業

(7) 助成申請前に完了している事業

(助成の対象経費)

第7条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費のうち、次の経費を除外した経費とします。

- (1) 賃金
- (2) 食糧費
- (3) 備品購入費
- (4) 工事請負費

2 助成対象事業に他の団体からの補助金その他の収入があるときは、助成対象経費から当該収入の額を控除した金額を助成対象経費とします。

(助成金の限度額及び助成率)

第8条 助成対象経費に対し、助成金の限度額及び単位並びに助成率は下表のとおりとします。

区分	助成金の額			助成率
	上限額	下限額	単位	
NPO法人格取得に係る経費	300千円	100千円	10千円	2分の1以内
市民活動奨励事業	人材育成事業	200千円	10千円	3分の2以内
	調査研究事業			
イベント開催事業				
団体の新規立ち上げに係る経費	200千円	10千円	10千円	2分の1以内
既存の事業を拡大及び新事業の立ち上げに係る経費				

(申請手続)

第9条 前条により助成を受けようとする団体は、毎年6月30日までに留萌市市民活動振興基金助成事業交付申請書（別記様式第3号。以下「助成金交付申請書」という。）を市長に提出しなければなりません。

2 前項に規定する期日内の申請であっても、予算額に達し次第、受付を終了するものとし、期日までに申請がない場合又は申請額の総額が予算額に満たない場合は、予算の範囲内において、前項の規定にかかわらず随時、申請期間を延長するものとします。

(交付決定の通知)

第10条 市長は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、助成の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとします。

(助成事業の変更)

第11条 申請者が、助成の事業を変更しようとするときは、留萌市市民活動振興基金助成事業変更承認申請書（別記様式第4号）を市長に速やかに提出しなければなりません。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、変更の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとします。

(計画の中止又は廃止)

第12条 申請者が、助成の事業を中止又は廃止しようとするときは、留萌市市民活動振興基

金助成事業中止・廃止届（別記様式第5号。以下「助成事業中止・廃止届」という。）を市長に速やかに提出しなければなりません。

（実績報告）

第13条 申請者が助成事業を完了したときは、留萌市市民活動振興基金助成事業実績報告書（別記様式第6号。以下「事業実績報告」という。）を市長に提出しなければなりません。

（助成金の額の確定及び交付）

第14条 市長は、前条の報告を受理した場合は、事業実績報告等の書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、実施結果が助成交付の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成額を確定し、申請者に助成金を交付するものとします。

（交付の取消等）

第15条 市長は、第12条に規定する助成事業中止・廃止届の提出があった場合又は交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、第10条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取消又は変更することができます。

（1）助成金を他の用途へ使用したとき。

（2）助成交付の内容及び、これに附した条件に反したとき。

（助成金の返還）

第16条 前条により助成金の交付の決定を取り消した場合において、申請者は、既に助成金が交付されているときは、それを受けた助成金の全部若しくは一部を市に返還しなければなりません。

（その他）

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定めます。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（助成対象の特例）

2 第6条第7号の規定に関わらず、令和6年4月1日から令和6年9月30日までの間に限り、事業完了後の事業についても助成対象とする。

3 前項に規定する助成対象の特例の適用については、第9条に規定する申請手続を行った団体とする。

附 則（平成28年3月31日規則第17号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月5日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年9月12日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。